

ペーパーレス会議用機材一式 仕様書

令和4年10月

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 調達の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局（以下「機構本部」という。）の会議において利用するためのタブレット及びデータ同期機器一式の調達を目的とする。

2. 納期

納期は 令和5年3月24日 とする。

3. 調達物品名及び構成内容

- (1) タブレット 40台
- (2) 充電保管庫+USB-HUB 1式
- (3) その他タブレット付属品類

4. 物品に備えるべき技術的要件

4. 1 性能、機能に関する要件

4. 1. 1 タブレット 40台

本調達のタブレットにおける要件は、下記のとおりとすること。ただし、全て同一機種で統一すること。

- ① CPU及びチップセットは、Apple A13もしくはクアルコム Snapdragon 860、インテル® Core™ i3(デュアルコア 第11世代)以上の性能を有すること。
- ② 内部記憶容量は、64GB以上を内蔵すること。
- ③ 画面は、9～11インチの範囲とし、画面解像度は1024×768 pixel以上表示可能なこと。またタッチパネルでかつマルチタッチ可能であること。
- ④ 動画・静止画とも撮影が可能なカメラをフロント及び背面に内蔵すること。
- ⑤ 無線LAN機能を有し、802.11a/b/g/n/acに準拠し、WPA2に対応していること。
- ⑥ Bluetooth 4.2テクノロジーを有すること。
- ⑦ センサーは、加速度センサー及び環境光センサーを有すること。
- ⑧ 内蔵バッテリーは、通信、ビデオ及びオーディオの連続再生が7時間以上可能であること。
- ⑨ サイズはA4(297mm×210mm)未満、厚みは10mm未満であること。
- ⑩ 重量は500g以下であること。
- ⑪ jpg、tiff、gif、html、PDFの表示が可能なこと。
- ⑫ 本体からUSBに接続するための機能を有し、接続時は充電及びデータ通信が可能なこと。
- ⑬ 本体外観カラーは、無彩色[白系色(ホワイト又はシルバー)、黒系色(ブラック又はダークシルバー)又は白色と黒色の混色(グレー)]とすること。

4. 1. 2 充電保管庫+USB-HUB 1式

- ① 外側寸法は横 620mm×縦 430mm×高さ 915mm（ハンドル・突起部を除く）以内であること。
- ② 充電保管庫は、タブレットが同時に 40 台収納可能なこと。
- ③ 収納時に、同時に 40 台以上の充電が可能であり、かつ 1 台のパソコンから同時にデータの同期が可能であること。そのための機器（USB-HUB やケーブル類等）を調達に含めること。
- ④ USB-HUB は収納ボックスに装着可能なこと。
- ⑤ タブレット・PC の同期に年間ライセンス料のかかるソフトウェアを使用しないこと。
- ⑥ 充電保管庫は施錠出来ること。また、移動のためのキャスターがついており、一人で動かすことができる重量であること。
- ⑦ 公告日時点で、充電保管庫を製造・販売しているメーカーの製品であること。

4. 1. 3 その他タブレット付属品類

- ① 4. 1. 2 で示した USB-HUB に接続できるケーブルをタブレットの台数分準備すること。
- ② タブレット本体のみで AC100 コンセントから直接充電可能となるよう、AC アダプターケーブル等一式を 5 台分用意すること。
- ③ タブレットを保護するための個別ケース（カバー付）を台数分準備すること。個別ケースの要件は以下の通りとする。
 - ・装着したまま操作出来ること。
 - ・スリープモードに対応していること。
 - ・スタンド機能を有していること。
 - ・装着したまま、4. 1. 2 で示した充電保管庫に納めて充電可能なこと。

4. 2 環境配慮要件

本調達物品のうちタブレットにおける環境配慮要件は、下記のとおりとすること。

- ① 国際エネルギースタートプログラム（2009 年 7 月 1 日以降の基準）に対応していること。
- ② J-Moss グリーンマーク又は RoHS 指令に対応していること。

5 役務要件

本調達物品の役務要件は、下記のとおりとすること。

- ① 個別ケースを組み立てた上で、タブレットをケース内へ納めること。
- ② 必要ならば USB-HUB の初期設定を行うこと。
- ③ 機構本部担当者への操作説明を実施し、タブレットのデータ同期のアプリ操作マニュアルの作成及び編集可能なデータの提供を行うこと。

6 納入場所

独立行政法人国立高等専門学校機構本部竹橋オフィス

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター10 階

7 その他

- ① 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に機構本部の承諾を得ること。
- ② 業務完了後、請負者の責任に帰すべき事由により不良個所が認められた場合は、すみやかに機構本部が必要と認める訂正、補正等必要な措置を行うこと。また、これらに要する経費は、請負者の負担とする。
- ③ この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、機構本部と協議の上、実施するものとする。それにより追加業務等が発生する場合は、機構本部事務局財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。

以 上